

児童扶養手当および
特別児童扶養手当等の **手当額(月額)が改定されました!**

4月から、児童扶養手当および特別児童扶養手当等の手当額(月額)が表のとおり改定されました。

児童扶養手当／

区 分	4月分から	3月分まで
全部支給	42,000円	41,020円
一部支給	41,990円～9,910円	41,010円～9,680円

問い合わせ／児童扶養手当および特別児童扶養手当：子育て支援課(☎581・2121内線133)、それ以外：健康福祉課(☎581・2121内線125)へ。

特別児童扶養手当等／

手当名	4月分から	3月分まで
特別児童扶養手当(1級)	51,100円	49,900円
特別児童扶養手当(2級)	34,030円	33,230円
障害児福祉手当	14,480円	14,140円
特別障害者手当	26,620円	26,000円
経過福祉手当	14,480円	14,140円

問い合わせ／児童扶養手当および特別児童扶養手当：子育て支援課(☎581・2121内線133)、それ以外：健康福祉課(☎581・2121内線125)へ。

**子育て医療費の適正化に
ご協力ください!**

緊急時以外は、平日の診療時間内に受診しましょう

・学校(幼稚園や保育所等を含む)管理下のけがなど、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や、他の公費負担医療制度の対象となる場合は、こども医療費は支給されませんので気を付けましょう

・ジェネリック医薬品の使用について、医師や薬剤師へ相談してみよう

問い合わせ／子育て支援課(☎581・2121内線133)へ。

**こども医療費の適正化に
ご協力ください!**

町では、町内に住所があり、医療保険に加入している15歳までの子どもの医療費等を支給しています。この制度を利用するには、保護者による事前の登録が必要です。原則として、登録申請をした日から支給の対象となりますが、出生日や転入日から15日以内に申請をすると、出生日や転入日から支給の対象となります。

持参するもの／子どもの健康保険証(ない場合は仮の登録申請をしてください)、保護者名義の通帳、印鑑(朱肉を付けて押すタイプのもの)

申し込み／子育て支援課へお申し込みください。

**こども医療費の登録は
お済みですか?**

出品しませんか!
第65回埼玉県美術展覧会

問い合わせ／県生涯学習文化財課芸術文化推進担当(☎048・830・6921)へ。

期間／6月2日(火)～24日(水)(月曜日を除く)
時間／午前10時～午後5時30分
場所／県立近代美術館(さいたま市浦和区常盤9-30-1)
搬入／5月15日(金)～17日(日)午前10時～午後4時30分
部門／日本画(水墨画含む)、洋画(版画含む)、彫刻、工芸、書(篆刻・刻字含む)、写真
応募資格／県内在住・在勤・在学(15歳以上)の方
応募作品／各部門3点まで **作品規格**／表のとおり
費用／応募作品1点につき3,000円(搬入時に納入)
その他／県のホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2216/geibunsaikenten.html>)の開催要項をご確認ください。

部 門	作品の大きさ	制 限
日本画	30号以上60号以内、S型は40号以内	額装とし、額幅は5cm以内 アクリル、ガラスなどは不可
洋 画	20号以上F50号以内、S型は40号以内 版画の額縁の一边の長さは105cm以内とし、マット幅は問わない	必ず額装とし、油彩等は額縁の幅5cm以内でアクリル、ガラスなどは不可。水彩はマット含めて幅5cm以内でガラスは不可
彫 刻	底面積2㎡以内で1㎡当たり300kg以内、高さ2.5m以内	ケースの使用および展示上不安定な作品は不可
工 芸	壁面作品120cm×120cm以内 立体作品50cm×50cm×50cm以内(額装含む) 重量は壁面・立体ともに30kg以内	着物・帯等は必ず櫛木、または衣桁を持参し、付属品にも必ず名前を付けること
書	仕上がり寸法170cm×51cm、130cm×60cm、91cm×91cm以内(縦横自由) 篆刻作品39cm×30cm	作品はすべて額装または枠張とし、アクリル、ガラスなどは不可。篆刻作品は可。作品の裏面に釈文票を貼付すること
写 真	単写真はA3ノビ以上全紙まで、展示寸法は64cm×53cm以上、65cm×55cm以内の木製パネル張り 組写真は一つのテーマを1枚の木製パネルにまとめ、展示寸法は90cm×60cmのみ	額および額に準ずるものの使用は不可

お知らせします!
「子ども子育て支援新制度」に伴う保育所(園)入所の変更点



4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。保育所(園)の入所に関して、保護者の就労時間等により利用できる時間や保育料が変更となりますのでお知らせします。



保育認定と利用時間 <表1参照>

保護者の就労時間等に応じて保育所を利用できる時間が決まります。概ね、保護者の就労時間等がフルタイムの場合には標準時間認定となり、パートタイムの場合には短時間認定となります。保育の必要性が認定されると「子どものための教育・保育給付に関する支給認定証」が交付されます。

就労時間等は、通勤時間および休憩時間を考慮した時間となります。

保育所の利用時間は、最大限利用可能な時間ですので、実際には保護者の就労している時間帯等を考慮し、保育の必要性のある時間帯での利用となります。なお、認定された利用時間を超えると、延長保育料が発生します。保育所によって通常保育時間が異なりますので、町立保育所については町立保育所または子育て支援課へ、私立保育園については当該保育園へお問い合わせください。

表1. 保育所の利用時間等

認定区分	就労時間等(月)	保育所の利用時間(日)	想定就労形態
標準時間	120時間～	11時間	フルタイム
短時間	48～120時間	8時間	パートタイム

保育料 <表2・3参照>

保育料の算定基準が所得税額から市町村民税額へと変わります。これまでは前年の所得税額を基に一年間分を算定していましたが、これからは4月～8月分は前年度市町村民税額(平成26年度課税額)で算定し、9月～3月分は当該年度市町村民税額(平成27年度課税額)で算定します(調整控除以外の税額控除適用前の税額で算定します)。

なお、保育料は保育所(園)の公立・私立による違いはありません。また、児童の年齢は、平成27年3月31日現在(入所する年度の初日の前日)の満年齢で認定します。年度の途中で年齢が変わっても、その年度の保育料は変わりません。

表2. 保育料徴収基準額表(保育所等利用者負担額表)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定 義	3歳未満の子ども		3歳以上の子ども	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護等	0円	0円	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	4,700円	4,600円	3,600円	3,600円
第3-1	市町村民税が均等割額のみ世帯	11,000円	10,800円	8,400円	8,400円
第3-2	分り市、町に該当する世帯	48,600円未満	13,400円	13,200円	10,800円
第4-1	に、その所得に該当する世帯	48,600円以上58,000円未満	16,400円	16,200円	13,600円
第4-2	に、その所得に該当する世帯	58,000円以上75,000円未満	20,000円	19,800円	16,200円
第4-3	に、その所得に該当する世帯	75,000円以上97,000円未満	24,000円	23,600円	18,600円
第5-1	に、その所得に該当する世帯	97,000円以上119,000円未満	29,000円	28,600円	21,000円
第5-2	に、その所得に該当する世帯	119,000円以上143,000円未満	34,000円	33,400円	23,000円
第5-3	に、その所得に該当する世帯	143,000円以上169,000円未満	40,000円	39,400円	24,600円
第6-1	に、その所得に該当する世帯	169,000円以上231,000円未満	45,000円	44,200円	26,000円
第6-2	に、その所得に該当する世帯	231,000円以上301,000円未満	50,000円	49,200円	27,000円
第7	に、その所得に該当する世帯	301,000円以上	54,000円	53,200円	28,000円

※児童の属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯であっても、「母子世帯等」の場合は0円になります。

※第2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、または認定こども園等に在籍している場合は、表3の保育料となります。

※第3子以後の児童のみが保育所(園)に入所する場合、一定の要件を満たしていれば当該児童にかかる保育料が0円となります。手続きが必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

表3. 児童の数と保育料

児童の数	保育料
1人目の児童	徴収基準額表に定める額
2人目の児童	徴収基準額表に定める額×0.5
3人目以降の児童	0円

問い合わせ／子育て支援課(☎581・2121内線131・132)へ。